

【アメリカ】種の保存法施行規則の改正

海外立法情報課 中川 かおり

* 保護すべき絶滅危惧種等の決定、重要生息地の指定等に関し、2019年8月27日、種の保存法施行規則を改正する3つの最終規則が公表され、同年9月26日に発効した。

1 経緯

米国では、1973年種の保存法¹により、絶滅危惧種及び危急種の決定及びリストへの掲載並びに重要生息地の指定が行われる（同法第4条）。また、連邦機関は、連邦行為²が種又は重要生息地に悪影響を及ぼさないよう、魚類野生生物局（陸上生物、淡水生物及び降流魚を所掌、以下「生物局」）を所管する内務長官又は米国海洋漁業局（海洋生物及び昇流魚を所掌、以下「漁業局」、「局」は生物の所掌に応じていずれかの局）を所管する商務長官（以下、生物の所掌に応じていずれかの「長官」）との協議を義務付けられる（同法第7条）。同法の施行規則のうち、連邦行政規則集第50編（野生生物及び魚類）を改正する3つの最終規則が2019年8月27日に公表され、同年9月26日に発効した³。

バーンハート（David Bernhardt）内務長官によれば、明確で、一貫し、かつ効率的な規則が必要であることから、この規則が定められた⁴。この改正に対しては、長年の政策を反映し、技術的な調整が図られるとして評価する意見と、同法を骨抜きにすると批判する意見がある⁵。

2 概要

3つの最終規則とは、①種の決定等に関する同法第4条a項に基づく規則、②連邦機関等の協議に関する同法第7条に基づく規則、③危急種の保護に関する同法第4条d項に基づく規則である。

(1) 種の決定

絶滅危惧種とは、分布域の全部若しくは主要部を通じて絶滅の危機に瀕する種とされ、絶滅危急種とは、分布域の全部若しくは主要部を通じ近い将来において、絶滅危惧種になりそうな種とされる（同法第3条）。長官は、同法第4条a項(1)の規定に従い、絶滅危惧種等の決定を行う。これらの規定に基づき、施行規則を次のように改正する。

①長官が、種を絶滅危惧種に決定する判断を行う場合等について、従来の「起こり得る経済的又は他の影響に言及することなく」の文言を削除する。（50 C.F.R. §424.11(b)）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。

¹ Endangered Species Act of 1973, P.L.93-205, 16 U.S.C. §§ 1531-1544. 本稿における条文の訳は、おおむね、次の文献に拠った。「米国 1973年絶滅のおそれある種に関する法・仮訳」ダニエル・J.ロルフ著、関根孝道訳『米国種の保存法概説』信山社、1997, pp.177-234.

² 連邦行為とは、連邦機関による承認、資金提供若しくは実行される行為をいう（1973年種の保存法第7条a項(2)）。

³ Endangered and Threatened Wildlife and Plants; Regulations for Prohibitions to Threatened Wildlife and Plants, 84 Fed. Reg. 44753 (Aug. 27, 2019); Endangered and Threatened Wildlife and Plants; Regulations for Interagency Cooperation, 84 Fed. Reg. 44976 (Aug. 27, 2019); Endangered and Threatened Wildlife and Plants; Regulations for Listing Species and Designating Critical Habitat, 84 Fed. Reg. 45020 (Aug. 27, 2019).

⁴ “Trump Administration Improves the Implementing Regulations of the Endangered Species Act”, Dec. 12, 2019, Department of the Interior website <<https://www.doi.gov/pressreleases/endangered-species-act>>

⁵ Jonathan Wood, “The New Endangered Species Act Rules, Explained”, PERC, Aug 14, 2019. <<https://www.perc.org/2019/08/14/the-new-endangered-species-act-rules-explained/>>

②危急種の定義にある「近い将来」を、「局が、将来の脅威及びその脅威に対する種の対応の両者が起こり得ると相当に判断できる将来」と定める。局は、「近い将来」を事案ごとに判断し、特定の期間を設定する必要はない。（§424.11(d)）（新設）

③長官が、種を絶滅危惧種等に決定しないと判断する場合の3つの基準が、種をリストから外す場合にも用いられることを明記する。3つの基準とは、種が (i)絶滅の場合、(ii)絶滅危惧種又は危急種の定義を満たさない場合、(iii)種の法的定義を満たさない場合であり、入手可能な最高の科学的及び商業的情報を用いて判断する。（§424.11(e)）

(2) 重要生息地の指定

長官は、最大限に熟慮的かつ決定し得る限度において、絶滅危惧種又は危急種のための重要生息地を指定する（同法第4条a項(3)）。重要生息地は、当該種の指定された当時において、種の分布する区域内のみならず、区域外の特定地域を含む（同法第3条第5項）。これらの規定に基づき、施行規則を次のように改正する。

①長官が、重要生息地の指定が熟慮的でないと判断する基準として、次の5つを定める。(i)のみが、従来からある規定である。(i)捕獲等による種への脅威が増すとき、(ii)重要生息地の破壊等が、種への脅威とならないとき、(iii)米国内の区域が、無視できる程度の種の保全的価値しか有しないとき、(iv)区域が、重要生息地の定義を満たさないとき、(v)その他長官が判断するとき。（§424.12(a)(1)）

②長官が、種の分布する区域外を重要生息地に指定する場合には、まず、分布する区域を評価する。区域外を種の保全に必要不可欠とするには、当該区域内だけでは種の保全を保障できず、並びに区域外が種の保全に貢献し、及び種の保全に不可欠な物理的又は生物的特徴を有することが相当に確実であることが必要である。（§424.12(b)(2)）

(3) 長官と連邦機関の間の協議

連邦機関は、連邦行為が種又は重要生息地に悪影響を及ぼさないよう、長官との協議を義務付けられる（同法第7条a項(2)）。この規定に基づき、施行規則を次のように改正する。

①連邦機関が長官に公式協議を請求する際に、そこに含めるべき事項を明記し、(i)提案される行為の詳細、(ii)行為の影響を相殺する取組、(iii)行為の影響の詳細等とする（§402.14(c)(1)）。

②局との非公式協議において、連邦機関が、局の同意文書を得て、連邦行為が種又は重要生息地に悪影響を及ぼさないと判断する場合には、協議手続は終了する。連邦機関から同意文書の請求がある場合には、局は、請求から原則として60日以内に同意又は不同意の文書を提供する。なお、非公式協議とは、公式協議の前に行うことができる協議である。（§402.13(c)）（新設）

(4) 危急種に対する禁止行為

ある種が、同法の下で危急種としてリストに掲載されているときは、長官は、当該種の保全を図るために必要かつ賢明と判断される規則（保護規則）を発する（同法第4条d項）。

従来、生物局は、第4条d項に基づく包括的規則により、絶滅危惧種に対する捕獲等の禁止行為の多くを、危急種に対しても適用し、保護してきた。今後は、危急種として新規にリストに掲載される種には、包括的規則を適用しないこととした。このため、この危急種の保護については、生物局が第4条d項に基づき、保護規則として、種ごとの個別的規則を制定することのみが可能となる。なお、漁業局は、従来から個別的規則のみを制定していた。（§17.31）

参考文献

- Pervaze A. Sheikh et al., “Final Rules Changing Endangered Species Act Regulations”, *CRS IN FOCUS*, Sep. 25, 2019. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/IF10944.pdf>>